広報なんぽろ広告掲載取扱要領

【広告掲載の目的】

毎月発行を行っている「広報なんぽろ」の紙面に一定の掲載条件のもと、有料の広告掲載 を認めることで、広報発行経費の一部歳入財源として捻出することを目的とする。

【広告掲載スペース・料金】

種 別	広告掲載スペース	1号あたりの掲載本数	1 色	カラー
	(タテ×ヨコ)			(裏表紙)
第1種	54mm×86mm	制限なし	5,000 円	7,500 円
第2種	54mm×173mm		10,000 円	15,000 円
第3種	$49\text{mm} \times 46\text{mm}$	制限なし	3,000 円	4,500 円
第4種	252mm×54mm	バランスを考慮して最大2	15,000 円	
	(タテ帯)	本とする		
第5種	252mm×173mm	各号につき最大1本とする	50,000 円	
	(1ページ)	行方につさ取入1本とりる		
第6種	230mm×173mm	各号につき最大1本とする		75,000 円

[※]各種の広告料金単価は消費税を含む。

※上記に掲げるもののほか、広告の規格等に関して必要な事項は、町と申込者が協議して決 定するものとする。

【広告掲載条件】

- 1 広告基本要件
 - ・行政広報の性格上その品性を妨げないイメージ広告であること。
 - ・特定の住民に不利益を与えない中立性のあるもの。
- 2 広告掲載できない内容、デザイン等
 - ① 政党、政治団体の広告
 - ② 宗教的意図をもつ広告
 - ③ 選挙関係の広告
 - ④ 意見の広告
 - ⑤ スポンサーの代表者の写真が主となるもの
 - ⑥ 医療、医薬品、化粧品などの広告で、医療法、医師法、薬事法等の法律、医薬品等適 正広告基準に抵触するもの
 - (7) 商品穀物取り引きに関する営業広告
 - ⑧ 風俗営業など規制及び業務の適正化などに関する法律に係る営業広告
 - ⑨ 不動産の広告取扱いで宅地建物取引業、建設業法により登録された業者以外のもの

- ⑩ 個人の名刺広告、慶弔広告
- ① 町の推進している施策に反するもの
- ② 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者のもの
- (13) その他、町が不適切と認めるもの
- 3 広告の配置場所は、全体のバランスを考慮した上で町が決定する。

【広告の申し込み・作成等】

- 1 広告掲載申込者は、掲載を希望する月の前月 5 日までに別紙「広報なんぽろ広告掲載申込書」を町へ提出する。
- 2 町は、申込書の広告掲載内容について、掲載条件と照らし合わせてふさわしいと判断した場合、申込者と広告デザイン等の詳細について協議を行い、広報なんぽろ印刷製本業務の契約を取り交わした業者への広報なんぽろデータ引渡し期日までに作成する。
- 3 作成した広告については、必ず申込者の校正及び同意を得て完成とする。
- 4 町で作成した広告は、町が著作権を有するものとし広報なんぽろ以外での使用を認めない。

【広告料金の納入】

1 申込者は、広告掲載料金を町長が指定する期日までに、町が発行する納付書により指定する金融機関に納入する。

【広告掲載の募集方法】

1 広報なんぽろの紙面で不定期に広告掲載募集を行う。